

■ 野村 MRF (マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

【ファンドの概要】

<特 色>

- 信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
- 毎日、お申し込み・ご換金が可能です。
- 毎日決算を行い、運用収益は原則として全額分配（注）します。

（注）内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヶ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

<主な投資方針>

1. 元本の安全性の確保を目指します。

ポートフォリオの平均残存期間は90日以内としますが、当面は60日以内を目処とします。信用力の高い商品（国債・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品等）に投資します。デリバティブ（先物・オプションなど）は利用しません。

2. 分散投資による運用を行います。

国債・政府保証付債券以外は、一発行体あたりの組入れは、2社以上の指定格付機関からAA格相当またはA-1格相当を取得している場合もしくは格付けのない場合には委託者がその格付と同じ信用度があると判断した場合等はファンドの純資産総額の5%以下、それ以外は1%以下とします（5日以内のコール・ローンを除きます）。債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

【お申し込みメモ】

信託期間	無期限（平成10年4月3日設定） なお、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等は、信託を終了させる場合があります。
決算及び分配	・日々決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。 ・分配金は、毎月の最終営業日に1カ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。
買付価額	取得日の前日の基準価額 <販売会社が営業日の場合> 正午までのご入金 取得日＝取得申込受付日 正午過ぎのご入金 取得日＝取得申込受付日の翌営業日
買付単位	1円以上1円単位(当初元本1口＝1円)
換金価額	換金の申込受付日の営業日の前日の基準価額とします。
換金代金のお支払い	原則として換金申込受付日の翌営業日以降とします。 ご換金代金は、原則として元本のみとし、分配金は含まれません。ただし、全額換金(「野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動スweep契約の解除の場合は、再投資前の分配金も支払われます。 しん証券さかもとでは、500万円まで即日引出(キャッシング)ができます。
課税関係	原則として、分配金ならびに償還時の元本超過額に対して源泉分離課税が行われます。 換金時は、原則として元本のみ換金となるため、課税は行われません。 「野村 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)自動スweep契約の解除時には再投資前の収益分配に対して源泉分離課税が行われます。 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。

【お客様が直接的に負担する費用】

申込手数料	ありません
信託財産留保額	ありません。

【お客様が信託財産で間接的に負担する費用】

信託報酬	信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、年1%以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額を毎計算期末に計上します。なお、適用する信託報酬率は、ファンドの運用実績等により、原則として日々変動します。 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
その他の費用	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用がお客様の保有期間中、その都度かかります。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額を示すことができません。

【税金】

- ・税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配金	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して20%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金(解約)時及び償還時の(個別)元本超過額に対して20%

※上記は平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【投資リスク】

ファンドは、債券等を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されるものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

<基準価額の変動要因>

●金利変動リスク

ファンドが主要投資対象とする短期公社債、コマーシャル・ペーパー等は、市場金利の変動により価格や利回りが変動します。よって、金利の変動により、ファンドの日々の収益は変動します。

●信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

●有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先のリスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

※ 基準価格の変動要因は上記リスクに限定されるものではありません。

<お申し込みの際のご留意事項>

- ・ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・「野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」は、短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指します。ただし、運用成果は実績に応じて変わりますので元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- ・お申し込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

【委託会社およびその他関係法人】

委託会社	【投資信託財産の運用の指図等】	：	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	【投資信託財産の保管・管理等】	：	株式会社りそな銀行
販売会社	【購入・換金の取扱い等】	：	株式会社しん証券さかもと ほか

商号等 株式会社しん証券さかもと
金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号
加入協会 日本証券業協会